

入院医療等の実態調査における DPC データの活用について

1. 概要

- 入院医療等の実態調査においては、これまで、回答への負担軽減の観点から、データ提出加算が施設基準の要件となっている入院料を対象とした調査票（A票、B票）において、DPC データで代替できる項目を示し、DPC データを提出する場合には記載不要としてきたところ。
- さらにこれまで、入院医療等の調査・評価分科会では、入院医療等の実態調査結果に加え、DPC データを用いて分析を実施してきたところであるが、DPC データの活用は一部の様式に留まっていた。
- 令和2年診療報酬改定においては、データ提出加算が施設基準の要件となる入院料の範囲が拡大した。また、データ提出加算が入院料の施設基準の要件となっていない場合であっても、DPC データを提出し、データ提出加算を算定している医療機関は存在している。
- このほか、令和2年度診療報酬改定において、救急医療管理加算を算定する際、算定対象となる状態等について、診療報酬明細書の摘要欄にレセプト電算コードを記載することとした。

2. 調査票における提案（案）

- 回答者の負担軽減等を図る観点から、DPC データを入院医療等の調査において活用するため、以下の取組みを実施してはどうか。
 - (1) 様式3の活用
 - 入院医療等の調査において、DPC データを提出する際は、様式1、入院EF統合ファイル、Hファイルに加え、様式3も含めることを明示し、様式3を提出した場合は、施設調査票の一部の項目を記載不要とする。
 - (2) 退棟患者票への活用拡大
 - 患者票と様式1とで共通している事項については、様式1を提出した場合は、退棟患者票の一部の項目を記載不要とする。
 - ※ なお、様式1は、退院時に作成されることから、調査時点で入院している患者の情報を得ることができないため、入院患者票への活用は行わない。
 - (3) C票、D票への活用拡大

- 療養病棟入院基本料においても、許可病床数が 200 床以上の場合、データ提出加算の要件が必須となったことや、障害者施設等入院基本料等、データ提出加算が施設基準の要件となっていない入院料を算定している医療機関においても、データ提出加算を算定している場合があることを踏まえ、C票、D票においても、DPC データを提出している場合、一部の項目を記載不要とする。

(4) 救急医療管理加算の実態把握への利用

- 救急医療管理加算については、DPC データを用いて分析を行う。

3. 今後の分析における提案（案）

○ 調査を踏まえた分析について、以下の取組みを行うこととしてはどうか。

(1) 退棟患者票と退院患者調査（DPC データ）との連携

- 退棟患者票と、通年で実施している退院患者調査（DPC データ）との情報を突合することにより、より詳細な分析を行うこととする。